

実務研究

日本税務会計学会
平成29年12月 月次研究会



本田 光宏〔中野〕

最近の主要な国際課税事案の フォローアップ

はじめに

最近の国際課税事案では重要な判断が新たに示され、実務にも影響を与えるものが多いが、判決が契機となつて更なる論点が惹起されるケースや、税制改正に影響を与える判例事項、その後の関連する裁判例で影響を受けると考えられる。

1. 米国デラウェア州LPS事件 (最判平成27年7月17日)

米国デラウェア州のリミテッド・パートナーシップ(LPS)から、我が国居住者に配賦された損失の取扱いが問題となったデラウェア州LPS事件では、最高裁は、法人該当性の新たな判断基準を示し、デラウェア州LPSは我が国租税法上「外国法人」に該当すると判示した。

2. レンタルオフィス事件 (東京高判平成25年5月29日)

個人に対する外国子会社合算税制の適用事案であるレンタルオフィス事件では、シンガポールに所在する特定外国子会社等が、適用除外要件のうちの実体基準及び管理支配基準を満たすか否か、また、適用除外要件についての主張立証責任が争点となった事案である。

3. ホンダ移転価格事件 (東京高判平成27年5月13日)

本事件の最も大きな争点は、ホンダの子会社等がブラジルのマナウスフリーゾーンで事業活動を行うことで、税制上の利益(マナウス税典利益)を享受し

4. 日本ガイダント事件 (東京高判平成19年6月28日)

匿名組合契約に対する租税条約の適用についての先例的な事件である日本ガイダント事件は、企業グループ内で締結された匿名組合契約に基づいて支払われた匿名組合分配金の課税上の取扱いが争点となった事案である。課税庁は、匿名組合分配金は、匿名組合員たるオランダ法人が我が国に

5. デンソー事件 (最判平成29年10月24日)

本事件は、平成22年度改正で統括会社が事業基準を満たすこととされる前の事案であり、シンガポールで地域統括業務を行う子会社の主たる事業が、事業基準にいう「株式の保有」であるかが争われたものである。

おわりに

近年のグローバル化を背景として、国際課税に係る裁判例、税制改正、OECDの報告書やガイドライン、当局の情報等が急速に展開してきている。本稿で

スマッチに基因する諸問題が生じる可能性を考慮した上で、適用規定の趣旨や目的を踏まえて解釈する姿勢が必要であることを示唆するものではないかと思われる。

本情報の下では、取得した所得に係る米国所得税等については外国税額控除制度が適用されることとなるが、対象とされる外国事業体の範囲等については更なる明確化が必要であろう。

東京高裁は、残余利益分割法の適用上、比較対象法人の利益指標に基づいて基本的利益の算定をする場合において、比較対象法人が事業活動を行う市場と検証対象法人が事業活動を行う市場が類似するものであること(市場の類似性)を必要とするとして、課税庁

格ガイドライン(2017年)は、ロケーション・セービングの配分の際に考慮すべき要素を示すとともに、ロケーション・セービングの配分については、ローカル市場に比較対象取引・企業がなければ、その比較対象が最も信頼性の高い配分方法を示すものの、ローカル市場に比較対象がない場合には、関連者の機能・リスク・資産を含むすべての事実と状況に基づくという指針を追加している。

この最高裁の判断枠組みを国際課税に照らした場合、例外的ではあるものの、非居住の匿名組合員が、我が国の営業者と共同して事業を営む者としての地位を有すると認められる場合には、営業者の事業の

拠点は匿名組合員の恒久的施設を構成するものと解され、この点において、匿名組合契約の法的性格に基づく匿名組合員の恒久的施設の存在は認められないとする日本ガイダント事件の判断は修正されざるを得ないのではないかと考えられる。

BEPSプロジェクトを受けて改訂された新移転価格ガイドライン(2017年)は、ロケーション・セービングの新たな指針の下で、本件のような税制上の恩典を、独立企業原則の理論的枠組みの中でのどのよう位置付けるかという視点が今後は必要と考えられる。

最高裁は、地域統括業務は株式の保有に包含されるものではないとの判断を示し、その理由の一つとして、子会社の行った地域統括業務が「当該地域において事業活動をする積極的な経済合理性を有すること」を挙げている。

外国人子会社合算税制における適用除外要件は、経済合理性を業種に即して具体化したものとして創設され、その後も、経済合理性

適用除外要件を巡るこれまでの裁判例においても、経済合理性については適用除外要件の中で判断すべきとして、経済合理性等の適用除外要件を付加することの不明確さ、課税執行面における安定性を害する点が指摘されてきたが、経済合理性の有無を重視する最高裁の本判決が、今後の同税制の解釈適用へどのような影響を与えるか注目される

ところである。

本判決の適用除外要件の主張立証責任に関する判示については、国際課税事案

匿名組合契約に対する租税条約の適用についての先例的な事件である日本ガイダント事件は、企業グループ内で締結された匿名組合契約に基づいて支払われた匿名組合分配金の課税上の取扱いが争点となった事案である。課税庁は、匿名組合分配金は、匿名組合員たるオランダ法人が我が国に

外国人子会社合算税制における適用除外要件は、経済合理性を業種に即して具体化したものとして創設され、その後も、経済合理性

適用除外要件を巡るこれまでの裁判例においても、経済合理性については適用除外要件の中で判断すべきとして、経済合理性等の適用除外要件を付加することの不明確さ、課税執行面における安定性を害する点が指摘されてきたが、経済合理性の有無を重視する最高裁の本判決が、今後の同税制の解釈適用へどのような影響を与えるか注目される

ところである。

て多額の利益を得ており、課税庁は、この利益はホンダ社と子会社等に配分されるべきであることを前提として、独立企業間価格の算定が行われている点であ

匿名組合契約に対する租税条約の適用についての先例的な事件である日本ガイダント事件は、企業グループ内で締結された匿名組合契約に基づいて支払われた匿名組合分配金の課税上の取扱いが争点となった事案である。課税庁は、匿名組合分配金は、匿名組合員たるオランダ法人が我が国に

外国人子会社合算税制における適用除外要件は、経済合理性を業種に即して具体化したものとして創設され、その後も、経済合理性

適用除外要件を巡るこれまでの裁判例においても、経済合理性については適用除外要件の中で判断すべきとして、経済合理性等の適用除外要件を付加することの不明確さ、課税執行面における安定性を害する点が指摘されてきたが、経済合理性の有無を重視する最高裁の本判決が、今後の同税制の解釈適用へどのような影響を与えるか注目される

ところである。